就労のための支援

「働く」こと、就労は社会復帰の大きな目標の1つです。仕事を始めるためには、自宅での日常生活が安定して送れていることが重要です。在宅生活が安定してきたら、就労の相談や準備を始めます。
まずは、就労に関する相談をして、現在の能力を専門職によってきちんと評価してもらい、適する就労形態を選択していくことが第一歩となります。

就労に関する相談機関

障害者就労支援センター

足立区：障がい福祉センター	あしすと　雇用支援室	【電話】03-5681-0133
荒川区：障害者就労支援センター	じょぶ・あらかわ	【電話】03-3803-4510
葛飾区：障害者就労支援センター		【電話】03-3695-2224

公共職業安定所(ハローワーク)

ハローワーク足立	（管轄区：足立区・荒川区）	【電話】03-3870-8609
ハローワーク墨田	（管轄区：葛飾区・墨田区）	【電話】03-5669-8609

東京都障害者職業センター

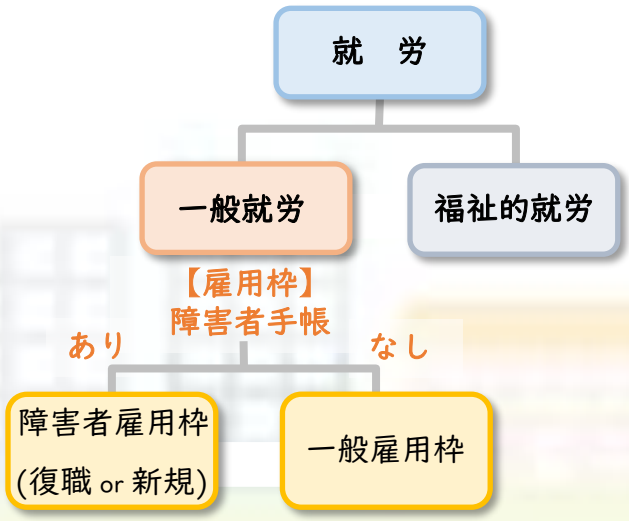
上野本所	【電話】03-6673-3938

障害者就業・生活支援センター

ワーキング・トライ	【電話】03-5986-7551
アイ・キャリア	【電話】03-6421-8127
ＷＥＬ’Ｓ　ＴＯＫＹＯ	【電話】03-5259-8372

就労形態

就労には、一般就労と福祉的就労の形態があります。また、一般就労には一般枠と障害者枠の雇用枠があります。障害者雇用枠の場合は、障害者手帳の取得が必要で障害を開示して働きます。　障害者手帳を取得している方が、必ずしも障害者雇用枠で働かないといけないわけではありません。一般雇用枠を選択することもできます。
働く上で、企業側の理解や合理的配慮が重要になります。自分の障害を理解し、自分の特性を伝え、企業側とすり合わせすることで安心に繋がります。
相談機関に相談し、適した就労形態を選択していきましょう。



就労形態での違い

	一般就労		福祉的就労
	障害者枠	一般枠	
障害の開示	あり	選べる	あり
合理的配慮	○	△	◎
周りの理解	○	△	◎
定着度	○	△	◎
求人	○	◎	△
収入	○	◎	△